

資料 3

原子力災害に係る静岡県広域避難計画

(たたき台)

<本計画の位置づけ>

- 本計画は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所において、原子力災害が発生し広域的な避難が必要となる場合に備え、住民の避難計画として策定したものである。
- 広域避難計画対象地域は、UPZに係る御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市、袋井市、磐田市、森、島田市、藤枝市、焼津市及び吉田町（以下、「UPZ11市町」という。）とし、UPZ11市町は、本計画を基として各々の広域避難計画を策定するものとする。
- 本計画は、平成25年2月現在の静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）、国の法令（原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針等）等の諸規定や関係機関との調整に基づくものであり、今後、国における原子力災害対策指針の改定、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、改定することとする。

< 目次 >

第1章	広域避難計画の策定について	1
	1. 計画策定の経緯	
	2. 計画策定に当たっての基本的な方針	
第2章	広域避難計画策定の前提	2
	1. 避難計画対象者	
	2. 避難先地域	
	3. 避難等指示の想定	
第3章	避難等に係る連絡体制	7
	1. 県の体制	
	2. U P Z 11 市町の体制	
	3. 情報連絡、住民広報手段の確保	
第4章	住民（一般）の避難体制	11
	1. 避難の流れ	
	2. 避難先等の確保、周知	
	3. 避難手段及び避難ルート等	
	4. 児童、生徒等への対応	
	5. 外国人への対応	
	6. 一時滞在者（観光客等）への対応	
	7. 避難が長期化した場合の対応	
第5章	災害時要援護者の避難体制	15
	1. 避難の流れ	
	2. 避難先の確保、周知	
	3. 避難手段及び避難ルート等	
	4. 各施設別の避難計画の策定	
	5. 在宅要援護者の援護等	
	6. 避難が長期化した場合の対応	
第6章	避難住民の支援体制等	17
	1. 避難所、スクリーニングポイント及び避難経由所の開設・運営等	
	2. 福祉避難所の開設・運営等	
	3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項	
第7章	今後の課題等	19
	1. E A L, O I L に基づく避難等防護対策の確立	
	2. 避難先自治体との連携体制の強化	
	3. 国による広域避難の支援体制の強化	
	4. スクリーニング体制の整備	
	5. 原子力防災資機材の整備等	
	6. 住民等への事前周知	

第1章 広域避難計画の策定について

1. 計画策定の経緯

平成23年3月11日に発生した東京電力㈱福島第一原子力発電所の原子力災害では、従来の防災対策を重点的に充実すべき区域（E P Z）の目安である10kmの範囲を大きく超える地域に避難指示などが出され、さらに放射性物質の影響が広範囲に及び、住民避難が長期化するなど従来の原子力防災体制では十分対応できない状況となった。

このため、県及び県内市町等では、平成23年12月に「市町原子力防災対策研究会」を立ち上げ、避難場所や避難手段など避難に関すること及び国の原子力防災対策等について研究してきた。

また、平成24年9月には、国の防災基本計画（原子力災害対策編）が改正され、P A Z及びU P Zを管轄を含む地方公共団体は、広域避難計画をあらかじめ策定することとされ、同年10月には、原子力災害に係る専門的・技術的事項について、原子力災害対策指針が決定された。

こうした状況を踏まえ、県では、U P Z11市町と避難先となる県内市町等との調整を行い、平成25年3月（予定）に広域避難計画を策定した。

<広域避難計画の策定に関する主な経過>

- 平成23年12月 第1回市町原子力防災対策研究会（研究テーマ、避難計画対象人口の想定、原子力防災広報対策等）
- 平成24年3月 第2回市町原子力防災対策研究会（国の原子力防災対策の動向、各市町P A Z及びU P Zアンケート結果）
- 平成24年5月 第3回市町原子力防災対策研究会（県地域防災計画原子力災害対策の巻の改定、国の原子力防災対策の動向、海外の避難事例）
- 平成24年11月 第4回市町原子力防災対策研究会（P A Z（案）及びU P Z（案）、広域避難計画策定の課題、原子力防災資機材の整備）
- 平成24年12月 第5回市町原子力防災対策研究会（U P Zの調整案、広域避難計画策定のたたき台、原子力防災訓練（案））

2. 計画策定に当たっての基本的な方針

- (1) 避難先については、基本的に、単独災害の場合は県内市町、複合災害（地震・津波災害）の場合は県外市町村（但し、地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域を除く）とする。
- (2) 一般住民の避難手段については、自家用車避難を想定する。
災害時要援護者（自家用車を持たない家庭を含む）の避難手段については、公的機関が手配したバス、福祉車両、救急車、自衛隊車両、ヘリ等を充てるほか、鉄道、フェリー、航空機などあらゆる手段を検討する。
- (3) 避難経路については、放射性物質放出時の風向きを3パターン程度想定し、それぞれのパターンにおける避難経路をあらかじめ検討する。
また、複合災害時の避難経路については、道路被害や交通機関の状況など、第4次地震被害想定と矛盾がないように配慮する。
- (4) 住民や防災関係者等への情報伝達が確実にいえるよう体制を整える。
- (5) 段階的避難指示等がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前の避難完了を目指す。
- (6) 災害時要援護者（在宅要援護者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図る。

第2章 広域避難計画策定の前提

1. 避難計画対象者

広域避難計画対象者をUPZ11市町の住民とする。（詳細は、今後、市町と調整する。）

なお、今後、改定が予定される原子力災害対策指針において、PPAの防護対策に避難が含まれる場合には、避難対象地域を見直す。

距離圏域方向別市町地区名

距離	方位					人口
	西(西南西～西北西)	北西(西北西～北北西)	北(北北西～北北東)	北東(北北東～東北東)	東(東北東～東南東)	
PAZ (概ね 0～5 km)						約3.8 万人
(以降 UPZ) 5～ 10km						
10～ 20km	今後、調整の上、記載					
20～ 31km						
合 計						約96 万人

2. 避難先地域

(1) 県内市町

ア 東方避難先

(ア) 中部危機管理局 (2市町)

県危機 管理局	市町名	避難所			福祉避難所		救護病院	
		避難 所数	合計延床 面積(m ²)	収容人数 目安(人)	避難 所数	合計 平常時 定員	施設数	合計 病床数
中部危機 管理局	静岡市							
	川根本町							
合 計								

(イ) 東部危機管理局 (14市町)

県危機 管理局	市町名	避難所			福祉避難所		救護病院	
		避難 所数	合計延床 面積(m ²)	収容可能 人数(人)	避難 所数	合計 平常時 定員	施設数	合計 病床数
東部危機 管理局	富士市							
	富士宮市							
	沼津市							
	小山町							
	御殿場市							
	裾野市							
	三島市							
	長泉町							
	清水町							
	函南町							
	伊豆の国市							
	伊豆市							
	熱海市							
	伊東市							
合 計								

今後、調整の上、記載

(ウ) 賀茂危機管理局（6市町）

県危機管理局	市町名	避難所			福祉避難所		救護病院	
		避難所数	合計延床面積(m ²)	収容可能人数(人)	避難所数	合計平常時定員	施設数	合計病床数
賀茂危機管理局	東伊豆町							
	河津町							
	下田市							
	南伊豆町							
	松崎町							
	西伊豆町							
合 計								

イ 西方避難先（西部危機管理局：2市）

県危機管理局	市町名	避難所			福祉避難所		救護病院	
		避難所数	合計延床面積(m ²)	収容可能人数(人)	避難所数	合計平常時定員	施設数	合計病床数
西部危機管理局	浜松市							
	湖西市							
合 計								

今後、調整の上、記載

(2) 県外

都県名	浜岡原発～各都県庁		避難所			福祉避難所		救護病院	
	道程(km)	時間(分)	避難所数	合計延床面積(m ²)	収容可能人数(人)	避難所数	合計平常時定員	施設数	合計病床数
合 計									

- ※1 県内の一部の市町が地震防災対策強化地域又は地震防災対策推進地域の指定を受けている
- ※2 浜岡原子力発電所から東側のルートを通った場合（長野県は、中部圏知事会にも含まれる。）

(3) 県内市町の広域避難協定の状況

市町の広域避難に係る協定締結の状況を記載する。

3. 避難等指示の想定

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき国から避難指示の発令等が指示される場合には、国から浜岡原子力発電所の状況を踏まえた指示がなされることを前提とするが、具体的な基準等が定まるまでは、福島第一原子力発電所での原子力災害を踏まえ、段階的避難等の指示が行われると想定する。

なお、大量の放射性物質の放出前に避難が完了することを目指すものとする。

(1) 概ね0～5 km圏（PAZ圏内）の避難等指示

ア. 原災法10条（特定事象）の通報があった場合に、避難準備情報が出されるものと想定する。

イ. さらに事象が進展し、原災法15条に該当し内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出されると同時に国から予防的な避難の指示が行われるものとする。その際、避難地域の外側の5～10 km圏に避難準備情報が発表されるものと想定する。

(2) 概ね5～30 km圏（UPZ圏内）の避難等指示

ア. 概ね0～5 km圏（PAZ圏内）の避難後、発電所の事故が継続又は深刻化した場合、国から段階的に予防的な避難の指示が行われるものと想定する。その際、避難地域の外側の圏域に避難準備情報が発表されるものと想定する。

概ね5～10 km圏へ避難指示→ 概ね10～20 km圏へ避難準備情報

概ね10～20 km圏へ避難指示→ 概ね20～30 km圏へ避難準備情報

イ. さらに事態が悪化する場合、国から概ね20～30 km圏へ避難指示が行われるものと想定する。

(3) 放射性物質放出後における避難等指示

ア. 避難は浜岡原子力発電所から大量の放射性物質が放出される前に完了することを目指すものとするが、大量放出後は、放出前の避難における連絡や避難等の体制を基本に、避難及び屋内退避指示等を迅速に伝達し、避難及び屋内退避を実施する。

イ. なお、具体的な避難体制等については、今後国において示されるOILの具体的基準（モニタリング結果等に基づく具体的基準）や手順等を踏まえ整備する。

< PAZ (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域；概ね5 km圏（目安）

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

<UPZ : Urgent Protective action Planning Zone>

緊急防護措置を準備する区域；概ね30km圏（目安）

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響を最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

<確定的影響と確率的影響>

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影響」と「確率的影響」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて放射線防護のための考え方が定められている。

（確定的影響）

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

（確率的影響）

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のことで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影響には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

第3章避難等に係る連絡体制

1. 県の体制

浜岡原子力発電所で発生した事故等について、原子力災害につながる恐れがあると県が判断した段階以降、県は、関係する自治体及び防災関係機関等に対して浜岡原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

ア. UPZ11市町に対して、浜岡原子力発電所で事故、トラブル等が発生した場合以降、浜岡原子力発電所での事故、トラブル、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

イ. UPZ11市町を除く県内市町及び隣県4県に対しては、浜岡原子力発電所での事故等が原子力災害につながる恐れがあると県が判断した段階以降、浜岡原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

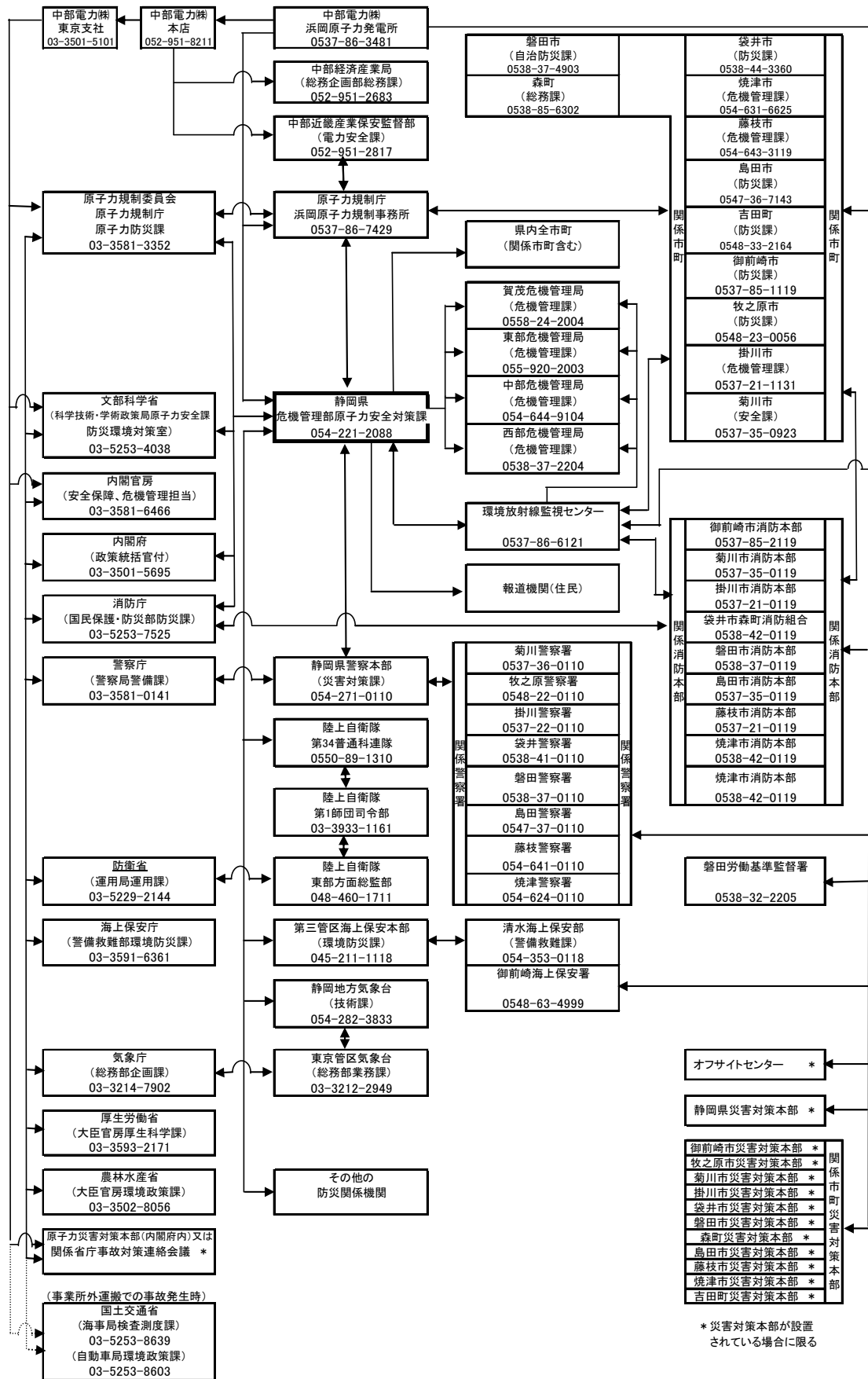
ウ. 浜岡原子力発電所での事故等が原子力災害につながる恐れがあると県が判断した段階以降、交通機関や自衛隊、海上保安庁等関係機関に対して、浜岡原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

エ. 浜岡原子力発電所での事故等が原子力災害につながる恐れがあると県が判断した段階以降、報道機関への放送要請や県ホームページ、防災メールなどを通じて県民へ浜岡原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報提供を行う。

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
① 重大なトラブルと判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の状況、静岡県への対応状況等 ・ 警戒事象となった旨の連絡、事故の状況
② 警戒事象通報時※ 県の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ P A Z 地域の避難に備えた体制、災害時要援護者の援護体制の準備等
③ 特定事象 対応状況	<div data-bbox="392 472 1209 622" style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 今後、調整の上、記載 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言発出の連絡、事故の状況
④ 原子力緊急事態宣言発出時の対応状況(原災法15条該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね0～5km圏(P A Z圏域)の避難指示 ・ 概ね5～10km圏(U P Z圏域)の避難準備連絡等
⑤ 住民避難等の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・災害の状況、国・県の対応状況 ・ 避難対象地域の避難等指示 ・ 避難指示地域の外側圏域の避難準備連絡 <p>※ 国からの指示に基づく</p>

※ 警戒事象の具体的な内容については、今後、国において検討される

< 県の情報連絡系統図 >



* 災害対策本部が設置されている場合に限る

2. UPZ11市町の体制

UPZ11市町は、浜岡原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する情報連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

ア. あらかじめ、住民及び地域コミュニティ組織等に対する住民広報が速やかにできる体制を整える。

イ. 在宅要援護者や社会福祉施設、学校、幼稚園、保育所、病院などに対しては、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

ウ. 住民広報については、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理しておく。

<住民広報のタイミング（例示）>

- 特定の事象に至った場合（原災法10条事象、原子力緊急事態宣言等）
- 特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を連絡する場合
- 放射性物質が放出された場合
- モニタリングの状況がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合等）

<住民広報の内容（例示）>

- 事故等の状況
- 市町、関係機関の対応状況
- 避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- その他（注意事項等）

エ. 住民の不安に応えるための住民相談窓口を設置する体制をあらかじめ整えておく。

オ. 浜岡原子力発電所で重大な事故等が発生した場合には、住民及び地域コミュニティ組織等に対し住民広報を適宜行う。

カ. 浜岡原子力発電所で事故、災害が進展し、国や県から避難及び避難準備に関する情報連絡があった場合は、速やかに住民及び地域コミュニティ組織等に対し住民広報を行う。

3. 情報連絡、住民広報手段の確保

県及びUPZ11市町は、浜岡原子力発電所の事故、災害の状況、避難指示、避難準備情報等必要な情報が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行う。

ア. 県及びUPZ11市町は、浜岡原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要がある。複数手段により通信が確保できる体制とするとともに、万が一に備えUPZ11市町から県へ連絡員を派遣又は受け入れる体制を

整える。

イ. U P Z 11 市町は、避難及び避難準備等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、防災無線、広報車、CATV、防災メール等、複数手段により住民広報を行う体制を整える。

第4章住民（一般）の避難体制

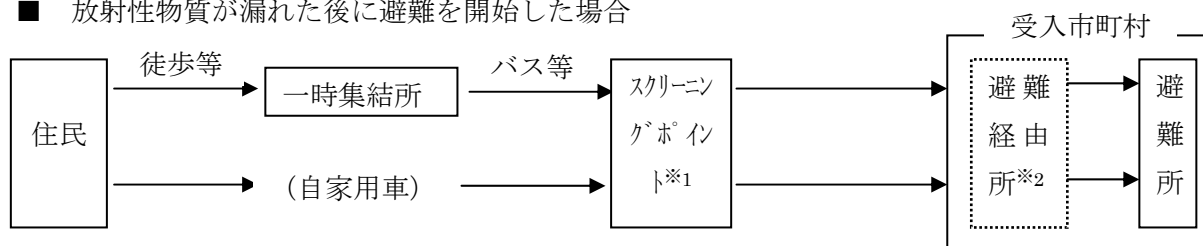
U P Z 11 市町は、国や県から避難や避難準備等に関する情報連絡があり、避難指示や避難準備情報等を発令する場合は、対象地区に対して速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。

避難に当たっては、多くの住民が自家用車により避難することを想定する。

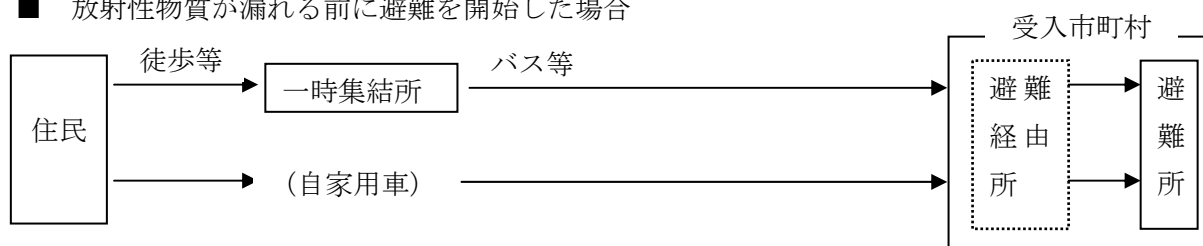
自家用車避難が困難な住民については、U P Z 11 市町が設置する一時集結所等からバス等の公共的手段による集団避難を実施する。

1. 避難の流れ

■ 放射性物質が漏れた後に避難を開始した場合



■ 放射性物質が漏れる前に避難を開始した場合



※1 スクリーニングポイントは、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、県内に複数箇所設置して、スクリーニングを行い、必要があれば、除染等を行う。

※2 避難経路所とは、避難所に避難できない場合に、受入市町村の判断により、設置するもので、必須のものではない。

<避難経路所を開設するメリット>

- ① 避難経路所において避難者の避難振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経路所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経路所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことがで

きる。

<避難経由所から避難所までの移動方法>

- ① 避難経由所での集結状況により、段階的に順次、避難所を開設
- ② 基本的にバスか徒歩で移動
- ③ 避難所駐車場に余裕がある場合で、やむを得ない場合は自家用車で移動
- ④ 避難経由所を事後的に避難所、または、避難市の支援拠点等として使用することも可能

(1) 概ね0～5km圏（PAZ圏域）地域

- ア. 県、御前崎市及び牧之原市は、浜岡原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。
- イ. 避難の指示があった場合は、滞在している場所からの避難を原則とする。
<学校等> 児童、生徒等が学校にいる場合はバス等による集団避難
<職場等> 原則、自家用車等により直接避難
- ウ. 避難実施までの時間が限られる点を考慮し、県、御前崎市及び牧之原市は、避難用のバス等の確保について事前に対応を検討しておく。

(2) 概ね5～30km圏（UPZ圏域）地域

- ア. 県及びUPZ11市町は、浜岡原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。
- イ. 避難準備情報が連絡された段階で自宅へ帰宅し、自宅からの避難を原則とする。
- ウ. 但し、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。
- エ. 県及びUPZ11市町は、避難用のバス等の確保について事前に対応を検討しておく。

2. 避難先等の確保、周知

- ア. 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、一定の地域単位で避難ができるよう、UPZ11市町及び県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）の情報を整理し、一時集結所、スクリーニングポイントまでの避難ルート等と併せて、住民へ事前に周知しておく。〔参考資料2〕
- イ. UPZ11市町は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

<一時集結所選定の基準（例示）>

- 通信連絡手段が確保できること
- 緊急時に開設が可能であること
- コンクリート造が望ましいこと（特に発電所から近い地域）
- 地区の人口、集合時間等踏まえ適切な位置にあること
- 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- バス等大型車両が付近まで進入可能であること等

<一時集結所運営のポイント（例示）>

- 一時集結所の開設責任者、要員、連絡先、開設手順を明確に定めておくこと

- 一時集結所での事務、体制を明確に定めておくこと
(市災害対策本部との連絡、避難者の把握(名簿作成)、バス乗車の誘導等)
- 一時集結所への住民の集合手段について明確に定めておくこと
- ウ. U P Z 11 市町及び県は、避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る避難経由所を避難先自治体の協力を得てあらかじめ選定し、避難実施の円滑化を図る。
- エ. 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県はU P Z 11 市町と連携し、避難先自治体へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。〔参考資料1別紙3〕
- オ. U P Z 11 市町は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行い、避難を実施する。
- カ. 県及びU P Z 11 市町は、避難住民の負担が少ない近隣の避難先自治体が被災等によって避難の受け入れが困難な場合は、あらためて遠方の自治体等と避難住民の受け入れの調整を行う。

3. 避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段の確保

- ア. 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるため乗り合わせを原則とする。
- イ. 自家用車避難が困難な住民は一時集結所から、学校等から避難する場合の児童・生徒等は学校等から、バス等の避難手段により集団避難を行う。
- ウ. バス等の避難手段については、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、U P Z 11 市町と連携しながら一時集結所、学校等必要な箇所へ手配する。
- エ. 鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。
- オ. バス等で避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリ等の派遣要請を行う。

(2) 避難ルートの設定

- ア. 避難先を踏まえ、U P Z 11 市町は地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しておく。
- イ. 避難ルートは、県警察本部が策定する交通規制・避難誘導計画に定める避難ルートによるものとする。〔参考資料1 別紙4-1 ~ 4-14〕
- ウ. 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、県及びU P Z 11 市町は、災害の状況や避難先の選定状況を踏まえて、県警察本部等関係者とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

(3) 避難誘導・交通規制体制の整備

- ア. 避難を円滑に実施するため、県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- イ. 避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討する。
- ウ. 広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定

めてある避難誘導・交通規制体制等を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

(4) スクリーニング体制の整備

- ア. 県は、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制による避難住民へのスクリーニングを実施する。
- イ. 県は、暫定的にスクリーニングを実施する場所（以下、「スクリーニングポイント」という。）を設置し、住民のスクリーニングを行う体制を整備する。
- ウ. スクリーニングポイントの設置場所については、発電所からの距離概ね 30km の大きな駐車場、大きな建物がある場所を基本に選定するが、避難シミュレーションにより、大きなボトルネックになる場合には、スクリーニングポイントの設置場所を随時見直す。
- エ. 県は、今後、国の原子力災害対策指針等で示される避難住民等に対するスクリーニングを行う基準、タイミング、測定レベルなどを踏まえて、スクリーニング実施場所などをあらかじめ設定し、スクリーニング機材等の整備、スクリーニングに要する人員体制や手順等の検討を国や関係する自治体等と連携して進め、スクリーニング体制を整備する。

(5) 避難住民の支援体制の整備

- ア. 県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国や関係する自治体等と連携して検討を進める。その際には、高齢者や女性への配慮に留意するものとする。

4. 児童、生徒等への対応

- ア. 概ね 5 km 圏（P A Z 圏域）地域で避難が指示された場合、児童、生徒等が在学時においては学校等からのバス等による集団避難、概ね 5 ～ 3 0 km 圏（U P Z 圏域）地域で避難が指示された場合は、自宅から避難を行うことを原則とする。
- イ. 各学校等では、災害時に適切に対応できるようマニュアルを策定する。
- ウ. 県は各学校等がマニュアルを策定するのに必要な情報をまとめた手引をあらかじめ作成し、各学校等に通知する。

5. 外国人への対応

- ア. 県及び U P Z 11 市町は、外国人に対して、浜岡原子力発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行う。
- イ. この場合、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

6. 一時滞在者（観光客等）への対応

- ア. 県及び U P Z 11 市町は、観光客等一時滞在者に対して、浜岡原子力発電所での事故ト

ラブルが重大化した段階以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

イ. 避難が指示された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行う。

7. 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化すると見込まれる場合、国、県、UPZ11市町は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする。

イ. 国、県、UPZ11市町等が連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6ヶ月以内に移転を完了させる。

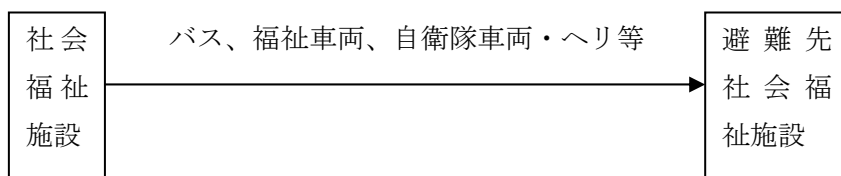
第5章災害時要援護者の避難体制

災害時要援護者の避難については、特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者は施設同士の協定等であらかじめ定めた社会福祉施設へ、在宅要援護者は福祉避難所へ避難を行うこととし、病院等入院患者は、直接病院へ避難を行う。

なお、災害時要援護者の避難については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い迅速な避難を実施する。なお、避難準備が整うまでは屋内退避を行う。

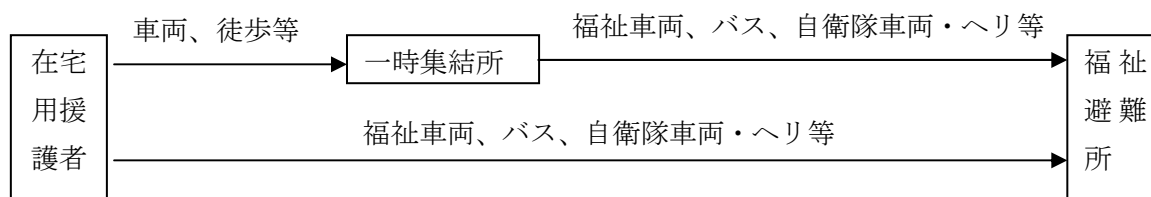
1. 避難の流れ

(1) 社会福祉施設入所者

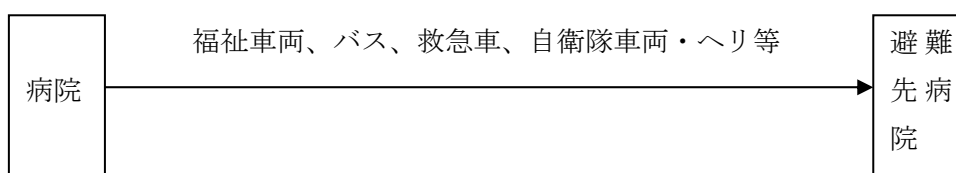


※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

(2) 在宅要援護者



(3) 病院等入院患者



2. 避難先の確保、周知

- ア. U P Z 11 市町及び県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設及び在宅要援護者の避難先の福祉避難所の情報を整理しておき、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。
- イ. 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、県及びU P Z 11 市町は、まず、近隣の避難先自治体に避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、U P Z 11 市町は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行う。
- ウ. 県は、避難先の自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ病院等の避難先となる病院群の情報を整理し、病院等に周知する。
- エ. 原子力災害時に避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、県及び避難病院は、避難受入候補病院の関係者等へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。避難を実施する段階で、該当病院等へ避難先及び避難ルート等を連絡し、準備が整い次第避難を行う。

3. 避難手段及び避難ルート等

- ア. バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、U P Z 11 市町と連携しながら、一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。
- イ. 県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者とあらかじめ協議し、災害時要援護者の避難手段確保の手順、体制を整える。
- ウ. 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

4. 各施設別の避難計画の策定

- ア. 社会福祉施設、病院等は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定する。

イ. 県は、社会福祉施設、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

5. 在宅要援護者の援護等

ア. U P Z 11 市町は県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅要援護者への情報伝達、援護等の方法をあらかじめ定めておく。

イ. 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児への情報伝達、援護等の方法について、十分留意する。

6. 避難が長期化した場合の対応

ア. 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、県は、U P Z 11 市町、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の要援護者は概ね1ヶ月以内、それ以外は概ね6ヶ月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにする。

イ. 移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、県は国が中心となった支援体制の構築を働きかける。

第6章避難住民の支援体制等

県とU P Z 11 市町は、国や避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受け入れや避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

1. 避難所、スクリーニングポイント及び避難経由所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

ア. 避難所、避難経由所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。

イ. 避難開始当初は、県及びU P Z 11 市町は住民の送り出しに全力をあげなければならぬため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、避難先自治体側が対応する。

ウ. 避難経由所の開設を優先的に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。

エ. できるだけ早期に、避難経由所や避難所等へ避難側自治体職員を順次派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。

オ. できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、避難元自治体職員、ボランティア等による避難所の自主運営体制へ移行することとし、U P Z 11 市町は、例えば自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。〔参考資料1別紙5〕

カ. 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側で引き続き行う。

(2) 避難物資の確保

ア. 避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及びU P Z 11 市町は、国や関係事業

者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。

イ. できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

2. 福祉避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営

ア. 福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。

イ. 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

(2) 災害時要援護者のケア

ア. 災害時要援護者のケアについては、在宅要援護者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。

イ. ケア要員の不足が想定されることから、県及びU P Z 11 市町は、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

(3) 資機材・物資の確保

ア. 災害時要援護者の避難に必要な資機材・物資（ベット、医薬品等）について、県及びU P Z 11 市町は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。

イ. できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

3. 円滑な避難実施に当たって検討すべき事項

ア. 県及びU P Z 11 市町は、避難先自治体と連携しながら、避難所等の運営について、以下の事項に配慮した体制の検討を進めていく。

- 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布
- 避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握
- 避難住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制への早期移行
- 良好な生活環境を確保すること（健康状態、トイレ、ごみ処理等の状況把握と対策）
- 男女のニーズの違いへの配慮、特に女性や子育てに配慮した運営
- 外国人への配慮
- 家庭動物のためのスペースの確保等

イ. 広域避難に係る費用負担については、最終的に受入自治体の負担とならないことを原則とし、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、求償方法等の検討を進めていく。

<参考>

各自治体へ広域避難の受入要請を行うに当たっての考え方（再掲）

○ 今回の広域避難計画は、原子力災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、あらかじめ

避難先を決めておくものであるが、避難先自治体も被災して受け入れが困難な場合など災害対策基本法第86条の3（広域一時滞在）の規定による正当な理由があると認められる場合は、要請を行わないこととする。

- 広域避難に係る費用負担については、受入自治体側の負担とならないことが原則と考えており、今後、国における費用負担のあり方の検討状況、原子力損害賠償法の運用等を踏まえ、求償方法や費用負担の考え方について検討を行う。
 - 関係自治体間の応援協定の締結について検討する。
 - 避難所（一般避難住民用）・福祉避難所（災害時要援護者用）の開設・管理などの避難住民の受入については、全面的に受入地域側に対応をお願いせざるを得ないが、避難開始直後から各避難所へ避難元自治体職員を順次派遣するとともに、避難住民による自主運営体制と併せて、できるだけ早期段階（概ね1週間～10日後まで）に避難地域側へ避難所運営の移管を完了させるものとする。
- ※ただし、避難所の施設管理については、受入側に引き続きお願いする。
- 一般避難住民及び在宅要援護者については、早期に次の避難先（公営住宅、仮設住宅等）への移転を積極的に行う。避難所は、その統廃合を行いながら最長で避難指示後6ヶ月を目処に全廃することを目指す。
 - 県は、今後策定される国の原子力災害対策指針等を踏まえて、避難住民、車両等に対するスクリーニングを行う範囲・レベル、場所、機器、人員体制を検討し、スクリーニング体制を整備するものとする。
 - 県は、要援護者に係る輸送手段、資機材（介護ベッド、車椅子、医薬品等）、人的支援を速やかに確保する仕組みの構築を引き続き国に要請していく。

第7章今後の課題等

広域避難計画の具体性をより高めていくためには、国の原子力防災体制の早期の確立など諸課題の解決が不可欠であり、国への働きかけなどの対応を積極的に進めていく。

1. EAL及びOILに基づく避難等防護対策の確立

ア. 避難など防護対策の具体的な手順等の前提となる、EAL及びOILとそれに伴う各種防護対策のあり方について、早期に示すよう国へ働きかける。

2. 避難先自治体との連携体制の強化

ア. 広域避難計画の策定に当たって、避難先の確保を中心に避難先自治体等から多大な協力が必要だが、情報連絡体制、避難所・避難経路所・福祉避難所の運営等について、県及びUPZ11市町は引き続き避難先自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていく。

イ. 必要に応じて、関係自治体との協定締結などの取り決めについても検討していく。

3. 国による広域避難の支援体制の強化

ア. 県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難側及び避難先自治

体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるよう国へ働きかけていく。

イ. 特に、災害時要援護者の避難に当たっては、自衛隊や海上保安庁等のヘリ、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援体制が必要であり、国に対して体制構築を働きかけていく。

4. スクリーニング体制の整備

ア. 災害の状況によっては、住民避難の際にスクリーニングを実施する必要がある。スクリーニング実施場所、スクリーニング機材、人員体制、手順等が具体的に検討できるよう、国に対して早期にスクリーニングを行う基準、タイミング、測定レベル等を示すよう働きかけていく。

イ. 広範囲にスクリーニングが必要となり、自治体だけでは実施体制が構築できない場合を想定し、国が中心となった実施体制の構築を働きかけていく。

5. 原子力防災資機材の整備等

ア. 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、県及びU P Z 11 市町の情報通信機器、防護資機材、や安定ヨウ素剤の整備が必要である。

イ. 国に対して、県及びU P Z 11 市町が行う各種原子力防災資機材等の整備に対する十分な財源支援、安定ヨウ素剤等の予防服用に関する法的整理、配備方法、服用手順などの運用基準等の確立を働きかけていく。

6. 住民等への事前周知

ア. あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても周知を行うことが必要である。

<緊急時活動レベル（E A L ; Emergency Action Level）>

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして設定される。

E A L の具体的内容については、今後、原子力規制委員会において検討され、原子力災害対策指針に記載される。

<運用上の介入レベル（O I L ; Operation Intervention Level）>

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介

入レベルとして設定される。

○ I Lの具体的水準については、今後、原子力規制委員会において検討され、原子力災害対策指針に記載される。

